

コロナ禍を乗り越えるためにも女性の貧困やDV対策など 国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大は、国民の命や暮らしの基盤の脆弱さとともに、とりわけ女性の貧困や失業、DV、自殺者の急増など日本のジェンダー施策の遅れを浮き彫りにしました。

コロナ禍での女性の困難のおおもとは、非正規雇用を女性雇用労働者の56%にまで広げた働き方の問題があります。自民・公明の政権は労働法制の緩和を重ね、「女性活躍」と言いながら、「雇用の調整弁」として女性を低賃金で不安定な非正規労働に追いやってきました。社会保障制度の後退や保守政治家など根深く残る女性蔑視とも重なって、女性の生きづらさを深刻にしています。

日本は、世界経済フォーラムが毎年発表している「男女平等ランキング」で、順位を年々下げ、2019年は世界153カ国中121位と、過去最低です。「女性の権利を国際水準に」の願いと運動が高まっています。コロナ禍を乗り越えるためにも、国が雇用や社会保障制度、税金の使い方を抜本的に見直し、以下のジェンダー施策を強化することを求めます。

記

1. 女性労働者が多くを占める医療や介護、保育など社会的に必要不可欠な職業(エッセンシャルワーク)へのふさわしい賃金と労働条件を保障すること。
2. 非正規雇用でなく正規雇用が当たり前となるよう規制を強め、無権利の働き方を広げる「雇用によらない働き方」の推進をやめること。最低賃金を時給1500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金を創設し、そのための中小企業支援を行うこと。
3. 新型コロナウイルス感染収束のため、非正規も含め雇用を守る各種補償制度や休業助成金など女性支援制度を延長・拡充すること。
4. 性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、女性相談窓口を専門体制と財政支援で抜本拡充すること。性的同意を明記する刑法改正を行うこと。
5. セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすため、ハラスメントの禁止を明記した法整備をおこない、ILOハラスメント条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和3年9月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

福岡県芦屋町議会